

公布された規則のあらまし

電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部を改正する規則（規則第 32 号）

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、電子計算組織により支給の事務を処理する給与の意義に新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を加えることとした。（第 2 条関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の電子計算組織による給与支給事務等処理規則の規定は、平成 25 年 4 月 13 日から適用することとした。